

審 査 基 準

令和 4 年 3 月 15 日 作成

法 令 名 :	銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項 :	第 5 条 の 5 第 3 項
処 分 の 概 要 :	技能講習修了証明書の書換え又は再交付
原権者 (委任先) :	愛知県公安委員会
法 令 の 定 め :	銃砲刀剣類所持等取締法第 5 条 の 3 第 3 項 (猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会)、第 5 条 の 5 第 3 項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 1 条 (届出及び申請の手続)、第 2 2 条 (講習修了証明書の書換え又は再交付の申請)、第 2 9 条 (技能講習修了証明書の書換え又は再交付の申請)
審 査 基 準 :	
標 準 処 理 期 間 :	3 日 (書換えにあつては即日) (行政庁の休日は含まない。)
申 請 先 :	申請者の住居地又は法人の事業場の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口
問 合 せ 先 :	愛知県警察本部 生活安全部 保安課 銃砲危険物係 電話 052-951-1611 内線3176
備 考 :	